

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・投資家の皆さま、お客さま、地域社会、取引先、従業員等との信頼関係を大切にしながら、供給安定性、環境性に優れた天然ガスの供給を柱として着実な成長を図るとともに、地域の発展に寄与することを経営理念としている。この経営理念のもと、ステークホルダーから常に信頼される企業グループであり続けるため、コーポレートガバナンスの強化に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

・当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施している。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有に関する方針及び政策保有株式に係る議決権行使基準

・当社は、保有する上場株式については、取引先や金融機関との長期的な関係の維持・強化、地域経済への貢献等を目的としており、毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに当該企業との関係や収益性等を勘案しながら保有の合理性を検証する。
・検証の結果、保有に合理性がないと判断された銘柄については縮減を進めていく。
・また、その議決権行使に際しては、株主価値が毀損する可能性やガバナンス機能確保の視点で議案内容を精査し、必要に応じて当該企業との対話等により内容を確認したうえで適切に対応する。

【原則1-7】関連当事者間の取引を行う場合の手続きの枠組み

・当社は、取締役や執行役員、主要株主等との利益相反取引を行う場合には、取締役会の決議により承認を得る。また、当該取引を行った場合には、当該取引についての重要な事実を取締役に報告する。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

・当社は、企業年金資産の運用に関する基本方針を定め、年金資産の実質的価値を長期的に確保することを目的として、安全かつ効率的な運用を行っている。
・運用機関の選定及び評価にあたっては、運用コンサルタントの助言を得て、定量評価とともに、スチュワードシップ活動に関する項目を含む定性評価も加味した総合的な評価を行っている。
・基本資産配分の設定等の重要事項については、財務部及び人事部担当役員等をメンバーとする年金資産運用委員会が審議している。また、企業年金担当者には、適切な資質を持つ人材を配置し、継続的にその専門性向上に取り組んでいる。

【原則3-1(1)】経営理念、経営戦略、経営計画

・当社の企業理念、東邦ガスグループビジョン、中期経営計画及び年度事業計画については、当社ウェブサイトご参照。
(<https://www.tohogas.co.jp/corporate/company/vision/>)

【原則3-1(2)】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針

・本報告書の「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」ご参照。

【原則3-1(3)】取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

・本報告書の「Ⅱ. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」ご参照。

【原則3-1(4)】経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き

・経営陣幹部の選任や取締役・監査役候補者の指名については、経験、見識、人格等に加え、経営全体を俯瞰・理解する力、本質的な課題やリスクを把握する力などその職に求められる能力を総合的に判断し、社外役員が過半を占める指名・報酬等に関する委員会を経て、取締役会の決議により決定する。
・経営陣幹部の解職にあたっては、役割遂行が困難な事情が生じた場合に、社外役員が過半を占める指名・報酬等に関する委員会を経て、取締役会の決議により決定する。

【原則3-1(5)】経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての個々の説明

・経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補者の指名についての説明は、当社株主総会招集通知に添付の「株主総会参考書類」等において開示している。

【補充原則4-1-1】取締役会が経営陣に委任する範囲の概要

・取締役会は、法令・定款及び取締役会規程に基づき、経営の基本となる中長期及び年度事業計画の策定、執行役員の人事、重要な組織の設置、重要な規程の制定、重要な投融資等について決定する。業務執行の機動性・柔軟性を高めスピード感のある企業経営を実現するため、職務権限規程を定め、取締役会決議事項以外の業務執行の決定を執行役員に委任する。重要な業務執行の決定にあたっては、執行役員で構成する経営会議で審議する。

【原則4-9】社外役員の独立性判断基準

・当社は、証券取引所が定める独立性に関する判断基準等を参考にして、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるお

それがないと判断した者を、独立役員に指定する。

[補充原則4-11-1] 取締役会全体としての知識等のバランス、多様性及び規模に関する考え方

・取締役会は、当社各部門の業務に精通し、「安定供給」、「安全・安心の確保」等の社会的使命を踏まえた当社経営理念を心得、実践する社内取締役と、様々な業種・業界での経験や高い見識を有する複数の独立社外取締役に構成するとともに、意思決定の機動性を勘案し、総数10名以内とする。

[補充原則4-11-2] 取締役・監査役の他上場会社役員の兼任状況

- ・(安井香一) 中部日本放送株式会社取締役、愛知製鋼株式会社取締役
- ・(濱田道代) 株式会社サンゲツ取締役、株式会社アイシン取締役
- ・(大島 卓) 日本碍子株式会社取締役、東海旅客鉄道株式会社取締役
- ・(古角 保) 株式会社ATグループ取締役、中部日本放送株式会社監査役
- ・(池田桂子) カネ食品株式会社取締役、中部日本放送株式会社取締役、日邦産業株式会社取締役

[補充原則4-11-3] 取締役会全体の実効性分析・評価結果の概要

・当社では、取締役、監査役全員を対象としたアンケート調査等による評価を実施しており、評価結果は取締役会に報告し、取締役会の実効性が確保されていることを毎年確認している。今後も、調査で寄せられた意見を参考に継続的な改善を行うことで更なる実効性の向上に努める。

[補充原則4-14-2] 取締役・監査役に対するトレーニング方針

- ・当社は、取締役・監査役が、その役割・責務に関する理解を深めるとともに、その職に求められる能力向上を図ることをねらいとして、外部の新任役員研修、外部専門家等による研修会等を提供し、その費用は会社負担とする。
- ・特に、社外役員に対しては、当社が属する業界、当社グループの歴史・事業概要・戦略等について十分に説明するとともに、事業所・現地視察等を実施する。

[原則5-1] 株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針

- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の取り組みを通じて、株主・投資家との建設的な対話を促進する。
- (1)財務部担当役員の統括の下、財務部及び総務部を中心としてIR・SR活動を実施する。社内関係部署(企画部、広報部等)とも随時連携し、対話内容の共有等を行う。
- (2)取り組み内容としては、決算関連資料を当社ウェブサイトで広く開示するとともに、経営トップが出席する決算説明会を実施する。また、株主・投資家との個別面談や、株主向け施設見学会、株主総会後の役員と株主との懇談会を実施するほか、当社ウェブサイト個人投資家向けサイトを設置する。
- (3)株主・投資家の意見等のフィードバックについては、決算説明会での対話内容を経営会議や取締役会で定期的に報告し、個別面談等の内容についても、適宜、経営層へ報告したうえで、株主・投資家の意見等を経営方針に適切に反映する。
- (4)インサイダー情報の管理のため、決算期末日から公表までの期間については、原則として株主・投資家との面談は行わない。また、情報開示については適時適切な開示を行い、選択的な情報開示にならないように留意する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,292,600	6.90
日本生命保険相互会社	5,854,904	5.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,769,700	3.56
株式会社三井住友銀行	3,304,233	3.12
株式会社三菱UFJ銀行	2,872,954	2.72
第一生命保険株式会社	2,582,880	2.44
桜和投資会	2,107,857	1.99
明治安田生命保険相互会社	1,841,000	1.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	1,780,600	1.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,628,023	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況である。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
服部 哲夫	他の会社の出身者											
濱田 道代	学者											
大島 卓	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部 哲夫	○	・該当なし。	・企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、社外取締役として、経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断しており、また、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。
濱田 道代	○	・該当なし。	・会社法学者および公正取引委員会委員としての豊富な経験に基づく高い見識から、社外取締役として、経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断しており、また、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。

大島 卓	○	・大島卓氏は、当社の取引先である日本碍子株式会社の出身であるが、取引の性質・規模に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。	・企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、社外取締役として、経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断しており、また、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等に関する委員会	8	0	2	3	0	3	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等に関する委員会	8	0	2	3	0	3	社内取締役

補足説明

指名・報酬等に関する委員会は、社外取締役3名、社外監査役3名、会長、社長をメンバーとしている。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と当社会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、各年度の監査計画策定の際には監査方針や監査日数等について相互に意見交換を行うとともに、監査役会は会計監査人が行った期末の監査終了時に監査報告書および監査実施報告書を受領するほか、監査の内容を聴取し、随時意見交換を行っている。
・上記に加え、会計監査に関する課題や、財務報告に係る内部統制報告制度の監査状況について、定期的な情報交換の場を設けて、意見交換を行っている。
・監査役と内部監査部門（考査部）は定期的に情報交換を行い、内部監査部門は監査役へ監査計画や監査結果の報告等を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古角 保	他の会社の出身者										△			
神山 憲一	その他										△			
池田 桂子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古角 保	○	・古角保氏は、当社の取引先である株式会社三菱UFJ銀行の出身であるが、取引の性質・規模に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。	・企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、社外監査役として、経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断しており、また、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。
神山 憲一	○	・神山憲一氏は、当社の取引先である警察行政機関の出身であるが、取引の性質・規模に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略する。	・警察行政機関での豊富な経験に基づく高い見識から、社外監査役として、経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断しており、また、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。
池田 桂子	○	・該当なし。	・弁護士としての専門的な知見と法務に関する豊富な経験に基づく高い見識から、社外監査役として、経営全般について貴重なご意見をいただけるものと判断しており、また、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。

[独立役員関係]

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定している。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
---	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

・報酬全体の概ね3割を業績連動報酬とする。その指標は中期経営計画にて目標としている項目（ROAなど）であり、単年度の達成状況を報酬額へ反映させる。
・株主との価値共有をさらに進め、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入している。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

・2020年度に係る当社の取締役10名に対する報酬等は255百万円である。なお、取締役の報酬等の額には、2021年6月開催の第150期定時株主総会において決議された取締役賞与50百万円を含んでいる。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の報酬等の決定方針については、2021年6月28日開催の取締役会で決議しており、その内容の概要は以下のとおりである。

・取締役の報酬は、その役割・責務や当社の業績を踏まえたものとし、従業員の処遇水準、他企業の報酬水準も勘案した適正な報酬額とする。

・取締役の報酬は、固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）より構成する。（1）固定報酬、（2）業績連動報酬、（3）譲渡制限付株式報酬の支給割合は、（1）：（2）：（3）＝6：3：1を目安とする。なお、社外取締役については、固定報酬のみとする。

・固定報酬および業績連動報酬は、1992年6月26日開催の株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、社外役員が過半を占める指名・報酬等に関する委員会の助言を得て、取締役会の決議により決定する。

・なお、業績連動報酬について、その指標は中期経営計画にて目標としている項目（ROAなど）であり、半年度の達成状況を報酬額へ反映させる。

・譲渡制限付株式報酬は、株主との価値共有をさらに進め、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として導入している。上記株主総会で決議された報酬限度額とは別枠として、2021年6月28日開催の株主総会で決議された総額・株数の範囲内において、上記委員会の助言を得て、取締役会の決議により決定する。

・取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、取締役会長が上記委員会の助言を得て決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役は秘書部が、社外監査役は監査役室がそれぞれサポートしている。

・監査役室では専任のスタッフを配置し、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補佐している。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
安井 香一	相談役	社外活動を中心とし、経営陣からの求めに応じて助言を行う。	非常勤・報酬有	2016/6/27	1年
佐伯 卓	顧問	社外活動を中心とし、経営陣からの求めに応じて助言を行う。	非常勤・報酬有	2012/6/26	1年
水野 耕太郎	顧問	社外活動を中心とし、経営陣からの求めに応じて助言を行う。	非常勤・報酬有	2008/6/25	1年
早川 敏生	顧問	社外活動を中心とし、経営陣からの求めに応じて助言を行う。	非常勤・報酬有	2004/6/24	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 4名

その他の事項

・当社が必要と認めた者を、取締役会決議により相談役・顧問に選定している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会の意思決定・監督機能の強化

・会社経営上の重要事項や業務執行状況は取締役会に付議・報告される。また、経営会議を設置し、取締役会で定められた基本方針に基づき経営に関する重要事項の審議や本部・部門間の連携および相互牽制の強化を図っている。また、社外取締役、社外監査役、および会長、社長で構成される指名・報酬等に関する委員会を設置している。

・取締役9名のうち3名は、独立性の高い社外取締役（うち女性1名）としている。

（2）執行役員制度の導入による業務執行機能の強化

・執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化と責任の明確化を図っている。

（3）監査役の機能強化に向けた取組み

・監査役が、取締役会、経営会議などの会議に出席するとともに、上申書（決裁書）および議事録等の閲覧や必要な情報の提供を受けることで、監査を行っており、その結果について監査役会で報告・協議を行っている。

・監査役室を設置し、専任のスタッフが監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補佐している。

・内部監査部門として考査部を設置し、内部監査の計画や結果等について、監査役と定期的に意見交換を行っている。また、内部統制推進部を設置し、内部統制システムの運用状況等についての報告や意見交換を行っている。

・独立性の高い社外監査役3名(うち女性1名)を選任するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役2名を確保している。

(4) コンプライアンスの徹底

・社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス行動基準」の社内への周知に努めるとともに、教育や社内管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に取り組んでいる。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・上記の体制のもとで、当社では、社外取締役による監督機能および社外監査役を含む監査役による監査によって、経営の監視に関する客観性、中立性が確保される体制にあると考えている。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・招集通知を早期発送（約3週間前）するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトへ掲載している。
集中日を回避した株主総会の設定	・集中日から1～2日早い開催を基本としている。
電磁的方法による議決権の行使	・インターネット議決権行使を実施している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	・株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・証券会社や証券取引所等での個人投資家向け会社説明会などを実施している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・四半期および期末の各決算期等に定期的な説明会を実施している。 ・アナリストからの取材対応、機関投資家への訪問を実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	・ https://www.tohogas.co.jp/ に「IR情報（株主・投資家の皆さま）」のページを開設している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	・財務部経理グループ、総務部総務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・「企業理念」において、「東邦ガスは、グループ各社とともに、人々との信頼のきずなを大切に、うるおいと感動のあるくらしの創造と魅力にあふれ、いきいきとした社会の実現に寄与します。」との「基本理念」を規定している。 ・企業倫理行動指針において「企業活動を展開するにあたり、お客さま、株主、地域社会、取引先等に誠実かつ公正に接し、健全な関係を維持します。」と規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・2018年11月に中期経営計画を公表し、ESG経営を推進している。 ・環境調和型社会の実現に向けて、環境行動指針・環境行動ガイドラインを制定し、環境マネジメント体制を整備している。 ・CSR環境部を中心に、天然ガスバリューチェーンで発生する環境負荷の低減や生物多様性の保全などに取り組んでいる。また、社会への貢献に向けて、スマートタウン「みなとアクルス」を通じたまちづくりや次世代教育などを進めるとともに、従業員の人材力の強化やダイバーシティ、ワークライフバランスの推進などに取り組んでいる。 ・これらの取り組みをまとめて「統合レポート」を発行している。
その他	取締役9名のうち1名、監査役5名のうち1名は女性である。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・当社が「業務の適正を確保するための体制の整備」について、取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりである。

- (1) 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定する。取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。取締役は、企業倫理行動指針を遵守し、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努める。反社会的勢力との関係遮断については、統括部署を定めるなど必要な体制を整備するとともに、外部専門機関と連携して対応する。財務報告に係る内部統制報告制度に関する管理規程を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、上申書（決裁書）、契約書等を適切に保存及び管理する。
- (3) リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、当社グループのリスクの把握・評価並びに対応策の検討を行い、リスクの低減を図る。自然災害・製造供給支障等のリスクについては、災害対策規程を定め、リスクの発生に備えるとともに、発生時には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を行う。
- (4) 取締役会の意思決定・監督機能の充実に図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項を審議するため、経営会議を設置し、運営する。
- (5) 当社グループのコンプライアンス活動の基本方針を整備するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス行動基準を制定し、従業員への周知・徹底に努めるとともに、教育・啓蒙活動等を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンス相談窓口を設置し、問題の早期発見・是正に努める。
- (6) 当社取締役会において関係会社の重要事項の承認を行うとともに、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理を行う。
- (7) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況や関係会社の業務活動の適正等を計画的に監査する。
- (8) 監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。監査役室スタッフは、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する。
- (9) 監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、上申書（決裁書）、議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受ける。当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告する。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしない。監査役は職務の執行に必要な費用についてはすみやかに支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況については、次のとおりである。

当社は、会社法に基づく「業務の適正を確保するための体制整備」に関する取締役会決議の中で、反社会的勢力との関係遮断について明記している。具体的には、当社が定めるコンプライアンス行動基準において、反社会的勢力への姿勢および行動基準を明記するとともに、統括部署を定め、講習会の実施など、各課所の不当要求対応責任者の指導を行っている。また、企業防衛対策協議会に加盟し、警察当局との連携を深めるとともに、関連情報の収集に努めている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりである。

(1) 会社情報の適時開示に関する基本方針

・当社は、有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績等に関する情報については、情報の重要性、情報開示のタイミング等を適切に判断し、全ての投資家に対して、公平に会社情報を迅速に伝達するように努めている。

・このため、適時開示の対象となる重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程を定めるなど、社内体制の整備を進めている。

(2) 会社情報の適時開示に関する社内体制

① 情報管理体制の概要

・各部の部長を情報管理者とし、重要情報の内容、その取得経緯、所属従業員のうち当該情報を職務上知っている者の現況等を把握させている。

・情報管理者は、所属従業員等に対し情報管理に関する教育を行い、情報管理及び適時開示の重要性の周知に努めている。また、重要情報の漏洩、盗取、紛失等が起きないよう、情報の管理に注意を払っている。

・情報管理者は、当該重要情報に関して、報道機関への公表、証券取引所への報告、業績へ与える影響の把握などの観点から、広報部、総務部、財務部等、適時開示に関係する各部署と必要に応じて、連絡・協議を行っている。

② 適時開示までの流れ

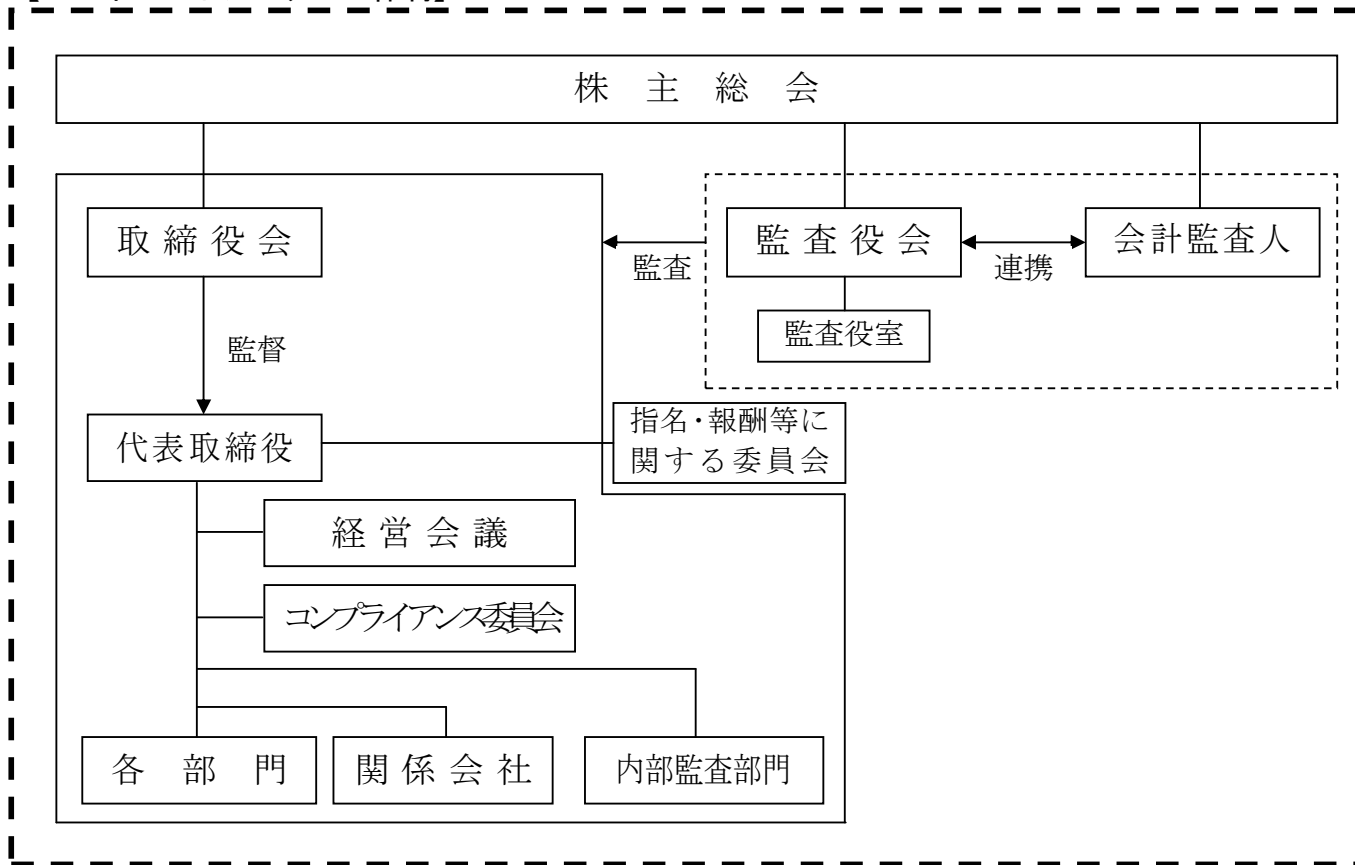
・重要情報については、原則として、代表取締役の承認を得て開示することとしている。

・適時開示にあたっては、その時期及び方法等について、情報所轄部署からの連絡を受け、総務部（情報取扱責任者）、広報部、財務部が連絡・協議のうえ、証券取引所及び報道機関へ、適時適切に重要情報を報告・公表している。

・関係会社に関する重要情報についても、企画部を通じて、上記の手続きに則って適時適切に開示している。

【参考資料：模式図】

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示に関する社内体制】

